

共同法人会員に係る少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（令和三年六月十一日定期総会決議）中一部改正

共同法人会員に係る少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（令和三年六月十一日定期総会決議）の一部を次のように改正する。

第二項中「千六百元」を「千三百円」に改める。

第四項中「令和五年六月」を「令和七年六月」に改める。

附則

第二項及び第四項の改正規定は、令和三年十二月三日から施行する。